

平成 29 年度
子供手帳モデルに関する検討会
報告書

平成 30 年 3 月



目 次

I はじめに <u>検討会の経緯等</u>	· · · · 1
II 検討報告	
1 <u>子供手帳モデルに関する検討</u>	· · · · 1
【全体的な事項】	
【検討事項 1】 低出生体重児等に対応する記録欄等について	
【検討事項 2】 学齢期にも対応する記録欄等について	
【検討事項 3】 妊娠や育児の不安の解消に資する情報について	
【検討事項 4】 父親の育児参画の促進に資する情報について	
【検討事項 5】 その他の記載事項（予防接種の記録欄等）について	
【その他について（形式や使い方等）】	
2 <u>子供手帳モデルの活用に向けて</u>	· · · · 6
【区市町村における子供手帳モデルの具体化】	
【母子保健対策における活用のポイント】	
3 <u>おわりに</u>	· · · · 7
4 <u>検討会について</u>	· · · · 8
III 子供手帳モデル	· · · · 11
IV 資料編	
1 <u>基礎調査</u>	· · · · 70
2 <u>母子健康手帳の活用状況等に関する調査</u>	· · · · 74

I はじめに

検討会の経緯等

- 母子健康手帳（※）は、妊娠・出産・乳幼児期の一貫した健康記録として、妊産婦や保護者自らの健康管理に役立つとともに、子育て期の家族の重要な記録となる。また、この記録を参考として保健指導や健康診査が行われるなど、区市町村における母子保健対策を進めていく上でも重要な意義があるとされている。
※ 母子健康手帳は、厚生労働省令で定める様式（省令様式）と、省令で記載事項を定め、作成例を示す部分（任意様式）とで構成されており、国は、省令様式を変更することは適当ではないが、任意様式について充実を図ることは問題ないとしている。
- 我が国の母子保健水準が高い水準を維持する中、出生体重が2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、平成に入り上昇し、近年は9.5（出生百対）前後を推移しており、東京都においても同様の状況である。また、少子化が進む中で、子育て環境については、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により周囲に相談相手がいないなど、妊娠・出産・子育てに関し、不安を抱える妊婦や保護者の増加が指摘されている。
- 都は、こうした状況を踏まえ、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の整備に向けた取組を進めており、この取組に資するものとして、母子保健事業の端緒となる母子健康手帳について、子供の健康の保持・増進及び子育て支援をより一層推進するよう、任意様式の内容の充実について検討することとし、妊娠期から学齢期まで使用でき、子供の成長や健康に関する記録欄や子育て情報を盛り込んだ手帳のモデル（以下「子供手帳モデル」という。）の策定に取り組むこととした。
- 平成29年度、「子供手帳モデルに関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、学識経験者並びに関係団体及び関係行政機関の代表者を構成員とし、計4回にわたり議論を行い、子供手帳モデルについて以下のとおり取りまとめたので、報告する。

II 検討報告

1 子供手帳モデルに関する検討

- 検討にあたり、母子健康手帳の活用状況や要望等に関する調査（平成29年度、みずほ情報総研株式会社に委託）を行い、その結果及び母子健康手帳の充実に取り組んだ先行事例等の情報を整理し、検討会では、子供手帳モデルのあり方や盛り込むべき事項等について検討を行った。

- 子供手帳モデルは、区市町村により母子健康手帳の任意様式として活用されることを想定し、検討内容としては、母子健康手帳のうち、変更することは適当ではないとされる省令様式に関しては検討の対象とせず、任意様式について、新規の追加又は改善等を検討することとした。なお、検討時点における最新の任意様式（平成 29 年 12 月 22 日付厚生労働省通知による改正後のもの）を用いて検討を行った。

【全体的な事項】

- 子供手帳モデルは、母子健康手帳と同様、全ての妊産婦・保護者・子供の健康の保持・増進に活用されることが目的である。そのため、内容を検討する際は妊産婦や保護者等の目線で考えることが重要であり、例えば、保健指導や健康診査に有用な内容であっても、保護者が望まない情報を記載するような欄は避けるなど配慮が必要である。
- また、保護者が持ち運ぶものであるため、利便性に配慮することが重要である。そのため、分量が過大とならないよう留意するとともに、使いやすさの観点から、求める情報を探しやすくなるよう、目次や構成を工夫することが必要である。

【検討事項 1】低出生体重児等に対応する記録欄等について

- 近年、低出生体重児の増加が見られ、全ての妊産婦・保護者・子供を対象とする子供手帳モデルを検討するに当たっても、低出生体重児等やその保護者に配慮する視点が重要である。
- 調査結果でも、「小さく生まれた子の成長曲線も載せてほしい」「成長・発達の記録について、できていなければいけないような質問はやめてほしい」といった意見があった。

（成長曲線について）

- 母子健康手帳には、低出生体重児等については、未熟児養育医療などの情報を除き記載が見られないが、特に出生体重が 1,500 グラム未満の極低出生体重児等の保護者にとっては、出生時から対応する成長曲線の情報もあった方がよいと考えられる。
- そのため、子供手帳モデルでは、極低出生体重児の成長曲線を追加するとともに、保護者をフォローするメッセージも入れるべきである。

（成長の記録欄について）

- 成長発達の確認項目については、健康診査の記録の観点からは、「できる」「できない」で確認せざるを得ない項目もあるが、発達が遅れがちな子供を持つ保護者にとっては精神的に負担となる。
- こうした問題点については、平成 23 年度に行われた国の検討会でも指摘され、母子健康手帳の省令様式においても改善が図られているが、こうした保護者に対する配慮の観点から、全ての子供について活用できるよう、発達や成長のエピソードが一覧で記録できる欄を追加すべきである。

【検討事項 2】学齢期にも対応する記録欄等について

- 母子健康手帳は、前述のとおり母子保健対策を進めていく上でも重要な記録であるが、基本的には就学前までの記載内容となっており、学齢期に至る連続性が不十分である。
- 子育て支援や子供の健康管理の観点からは、学齢期にも対応する視点が重要であり、調査結果でも、学齢期以降の記録欄を追加してほしいとの意見があった。
- 一方、学校健康手帳においては、学校から提供された情報を、小学生までは健診記録を保護者と子供が一緒に記入し、中学生からは自ら記入する形がとられているが、区市町村で活用されている例は多くないと考えられる。
- 各家庭の重要な個人情報が記入されたものを学校で用いることは避けるべきであり、子供手帳モデルにおいて学齢期にも対応する記録欄等を設けるならば、使用する保護者や子供が家庭で記録できるよう、欄を用意するという方法が現実的ではないか。
- また、高校以降は義務教育ではないことを踏まえると、文章や表に「高校生」という標記を用いることはじまないのではないか。また、同様に、何歳までの記録か明確にするため、「学齢期」という標記は「18歳」にした方がよいのではないか。

【検討事項 3】 妊娠や育児の不安の解消に資する情報について

- 近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、身近に相談できる相手がないなど、育児の孤立化が進んでおり、子供を持つことや子育てに不安を抱える家庭の増加や産後うつ等の問題が指摘されている。
- 子供手帳モデルでは、こうした現状や問題について、とりわけ、産後うつや子供の発達に関する悩みに関し、直面する母親や家族を支援する観点から、内容の充実を検討することが求められる。
- 調査結果でも、「出産後の母の戸惑いやストレスをやさしく受け入れてくれるような言葉が欲しい」「障害のある子供の場合、相談機関に早くつながるような記載があると不安をカバーできると思う」との声があった。

(産後うつについて)

- 誰にでも起きる可能性のあるものであり、「こんな症状があったら相談した方がよい」といった妊産婦や家族に対するアドバイスを記載し、自分や家族の気づきを促し支援につながる内容とすべきである。その際、かえって本人の症状を悪化させないよう、表現に注意が必要である。

(子供の発達について)

- 子供の発達に関しては、育てにくさを感じる保護者にどう寄り添うかという視点が重要で、「健やか親子21」の重点課題の1つにもなっており、重要である。
- 子供手帳モデルでは、発達障害の具体的診断名等の説明等を記載するよりも、育てに

くくて困っている親が保健センター等の支援につながるような記載とすべきである。また、それを読んだ保護者が精神的に辛くならないよう、表現に注意が必要である。

(児童虐待防止について)

- 児童虐待については、子供手帳モデルの性格上、直接的な記載を追加するのはなじまないと考えられるが、オレンジリボン運動等の児童虐待予防の取組が行われていることも踏まえ、児童相談所全国相談ダイヤル「189」に加えて、さらに、区市町村の相談窓口にもつながる工夫もあるとよいのではないか。

【検討事項4】父親の育児参画の促進に資する情報について

- 近年、女性の就業継続率が高まるなど女性活躍が進む状況において、父親が育児に参画することがますます重要となっており、調査結果からも、父親の育児参画が重要との声があった。
- 父親向けの記載として、まずは父親としての意識を持つことを促すことが重要である。子供をかわいいと思う父親は育児にも積極的になるので、例えば、おむつ替えよりも抱っこを沢山してもらう方が、父親の意識に影響を与えると考えられるので、こうした記載を追加してはどうか。
- また、ひとり親の家庭にとっては、父親の育児が前面に出されるのもつらい面があるので、こうした家庭への配慮の観点から、まずは、家庭には父親的役割と母親的役割が必要であり、それぞれの家庭の状況に応じてそれらの役割が果たされることが重要との記載を追加してはどうか。
- 合わせて、育児は母親一人ではなく、家族など周囲のサポートが必要であり、誰かの援助を求めることが育児の一つであり、支えられながら育児をするということを伝えるべきである。
- また、既存の父親が書くことを想定した記録欄や父親向けの情報は十分認識されていないのではないか。母子健康手帳が父親にも活用されるよう周知することも必要ではないか。
- その他、父親の育児参画を促す工夫として、父親が子供の健診等に付き添う写真等や、父親も育児休業を取得できるとの記載も有効と考えられる。

【検討事項5】その他の記載事項（予防接種の記録欄等）について

- 母子健康手帳の活用状況等に関する調査において、改善を希望すると回答した方が挙げた項目のうち、比較的割合の高かった項目等について、子供手帳モデルにおいて検討を行った。

(予防接種の記録欄、歯科健診の記録欄について)

- 子供の成長の観点から見た場合、例えば海外に留学しようとした時に、それまで受け

た予防接種の記録がないと、改めて予防接種を全部受け直さないといけないという問題が発生することがある。

- インフルエンザワクチンは毎年接種することが望ましいものであり、対応できるよう記録欄を増やすべきである。
- 歯科健診の記録欄も2つしかないので、余白を利用し、4つ程度に増やすと使いやすいのではないか。

(各種社会保障制度やサービスに関する情報、医療機関の連絡先等について)

- 子供手帳モデルで充実すべき情報として、都が実施しているサービス等の情報を追加し、そうした情報や電話相談等の連絡先を見やすいよう一覧の形で紹介するとともに、インターネットサイトにつながりやすくするため、二次元コードを活用してはどうか。

【その他について（形式や使い方等）】

(子供手帳モデルの構成等について)

- 手帳として使いやすさが重要であり、分量が多くなったり、記録欄と情報欄が混在することは、使いやすさの上では問題となるので、分量や構成に配慮することが必要である。また、見やすさの上では、目次やレイアウト、サイズ等を工夫することも必要である。
- 分量が多くなると、分冊化という形での配慮も検討してもよいのではないか。例えば、障害がある子供など、それぞれの子供の特性に対応できるような内容を入れて分冊にして、差し替え可能な形などにしてはどうか。

(母子健康手帳を補完するツール（情報冊子、アプリ等）について)

- 子供手帳モデルの検討に当たっては、母子健康手帳が紙媒体であることから、都におけるアプリ化は想定していない。一方、区市町村の中には、保護者の利便性の観点から、身長・体重の記録からグラフが自動作成される機能や子育て情報を配信する機能等を持つアプリを導入している事例もある。
- こうしたアプリを通じて、子育て情報や予防接種の情報等を提供することは、利便性のほか、例えば父親が子育て情報に触れる機会が増えることにより育児参画につながるといった効果も期待できる。
- 現実には、保護者は、アプリも含めインターネットサイトなど様々な情報源から必要な情報を得ている人も多く、子供手帳モデルでは、都などの公的な情報を参照してもらえるよう、二次元コードを活用するなどして紹介することが効果的と考えられる。

(特定のニーズに対応することを目的とした機能や内容を持つ手帳類について)

- 子供手帳モデルは、母子健康手帳と同様、全ての妊産婦・保護者・子供が使用することを想定しており、低出生体重児など支援が必要な子供に関する配慮も行っているが、

障害児施策との連携の観点からは、障害がある子供など、子供それぞれの特性に対応できるようにすることが望ましい。

- しかし、障害がある子供など、子供それぞれの特性に応じた情報を一冊の手帳に盛り込むことは、分量の面からも困難であるため、必要に応じ別冊での対応等を検討してはどうか。
- また、行政機関や民間団体では、子供の特性に応じた手帳等を作成し、支援に活用していることを踏まえ、そうした手帳等を併用することなどについて、保護者向けの記載を追加してはどうか。

2 子供手帳モデルの活用に向けて

- 子供手帳モデルが区市町村において今後有効に活用されるためのポイントについて、本検討会を通じて議論し取りまとめた内容について、以下のとおり報告する。

【区市町村における子供手帳モデルの具体化】

- 子供手帳モデルは、母子健康手帳の任意様式として活用される想定のもと検討され、策定されたものである。区市町村においては、子供手帳モデルを母子健康手帳の任意様式部分として、国の省令様式と合わせて母子健康手帳を作成し、妊娠の届出をした者に対して交付することが可能である。(子供手帳モデルだけでは母子健康手帳とならない。)
- また、区市町村における既存の母子健康手帳の内容も踏まえ、子供手帳モデルの主要な内容を母子健康手帳に追加する形で活用することも有効であると考えられる。
- その他、区市町村の実情を踏まえ、母子健康手帳とは別に、妊産婦や子育て家庭への支援を目的とした冊子を作成する際に、子供手帳モデルの主要な内容を活用することや、アプリを運用する場合に、本モデルの主要な内容を活用することも有効であると考えられる。

※ 国が任意様式の改正を行った場合は、区市町村において、適時改正内容を反映させることが必要である。

【母子保健対策における活用のポイント】

- 子供手帳モデルを活用するに当たっては、母子健康手帳と同様に、その重要性及び使用する期間の長さを鑑み、区市町村においては、交付時だけでなく健康診査等の機会を通じて、妊産婦及び保護者に対して使い方を周知することが重要である。
- また、その対応については、「母子健康手帳の交付・活用の手引き」(平成23年度厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業))等も参考にしながら、可能な限り専門職が対応するほか、対応のマニュアルを備えるなど充実を図ることが望

ましい。

(「母子健康手帳の交付・活用の手引き」に示されている主な内容)

- 妊娠の届出と母子健康手帳の交付
 - …妊婦の状況等をアンケート等で把握することが有用／早期に適切な対応が行われれば問題の深刻化を防ぐことが期待できるので、交付時の対応が重要 等
- 母子健康手帳交付時の対応と説明
 - …母子健康手帳の内容と使用方法等の説明／保健師等の専門職が交付する場合、心身の健康状態を確認し支援のニーズを把握／専門職以外の者が交付する場合で健康リスク等が疑われる場合は専門職との面談を勧奨 等
- 母子健康手帳交付後の活用のポイント
 - …保健師等の専門職が両親学級や新生児訪問、健康診査などで母子健康手帳のポイントを紹介 等

3 おわりに

- 本検討会を通じて議論し取りまとめた内容については、「子供手帳モデル」の内容への反映を行った。また、その他、
 - 子供手帳モデルが活用されるよう、都による周知等の取組が望まれる。
 - 子供手帳モデルが実際に現場で活用されれば、色々意見も出ると思われるので、さらにニーズを汲み取り、改善が図られるよい。
 - 障害児施策との連携の視点も取り上げられたことは意味があったと思う。
 - 国全体の議論も待たなければならないが、今後、学校で行われる健診の結果も母子健康手帳に記録されるようになればよいと思う。といった意見もあった。
- 上記の意見も踏まえながら、今後、区市町村において子供手帳モデルを活用した取組が進められることが重要であり、都としても、区市町村に対する支援や周知等に取り組んでいくことが必要である。
- 都は今後とも、2020年に向けた実行プランに基づき、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実に取り組み、都民が安心して子供を産み育てられる環境の整備に取り組むことが求められる。

4 検討会について

・検討会委員

氏名	所属等
五十嵐 葉子	練馬区健康部豊玉保健相談所課長
岩瀬 均	墨田区福祉保健部保健計画課長事務取扱保健衛生担当参事
上田 直子	南多摩保健所保健対策課長
落合 和彦	公益社団法人東京都医師会 理事
笠松 恒司	教育庁都立学校教育部学校健康推進課長
加藤 則子	十文字学園女子大学 副学長 人間生活学部 教授
川上 一恵	公益社団法人東京都医師会 理事
栗田 和也	西東京市健康福祉部健康課長
島田 真理恵	公益社団法人日本助産師会副会長
瀬川 裕之	福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長
◎中村 敬	大正大学 名誉教授
宮澤 夏樹	福祉保健局医療政策部事業推進担当課長
山本 秀樹	公益社団法人東京都歯科医師会 理事

◎会長

(50音順)

・検討日程

回数	開催時期	主な検討事項
1	平成 29 年 10 月 10 日	(1) 検討会について (2) 調査結果報告 (3) 子供手帳モデルについて (4) その他
2	平成 29 年 11 月 20 日	(1) 子供手帳モデル項目案について (2) その他
3	平成 30 年 1 月 12 日	(1) 子供手帳モデル案について (2) その他
4	平成 30 年 3 月 6 日	(1) 子供手帳モデル案について (2) 検討会報告書案について (3) その他

・子供手帳モデルに関する検討会設置要領

子供手帳モデルに関する検討会設置要領

平成29年7月7日付29福保子家第454号

(設置)

第1条 母子健康手帳は、妊娠婦及び乳幼児の健康に関する情報を様々な機関の専門職が共有するとともに、妊娠婦自身も自らの記録を管理し必要な知識を参照できるツールとして広く活用されている。

今般、低出生体重児の増加や子育て環境の変化等の社会状況を踏まえ、子供の健康の保持・増進及び子育て支援をより一層推進することが求められている。

そこで、母子健康手帳をもとに、妊娠期から学齢期まで使用できるよう、子供の成長や健康に関する記録欄や子育て情報等を盛り込んだ手帳（以下「子供手帳」という。）のモデルに関し検討することとし、子供手帳モデルに関する検討会を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 母子健康手帳の現状と課題
- (2) 子供手帳モデルの構成・内容
- (3) その他東京都福祉保健局少子社会対策部長（以下「部長」という。）が必要と認める事項

(検討会の構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者から部長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者及び関係団体の代表 8名以内
- (2) 関係行政機関の職員 10名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外のものを出席させ、及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、福祉保健局少子社会対策部家庭支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、検討会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。